

新潟市 秋葉区 農業委員会だより

第 43 号

平成30年 6 月 1 日

編 集 ・ 発 行

新潟市秋葉区農業委員会
電話(0250)25-5525



日本ボケ公園（小須戸地区）の満開のボケの花

内 容

家族経営協定に
取り組みましょう

新しい時代の農業の確立を目指して、地域に根ざし、かつ農業生産の主軸を担ってきた家族農業経営が、一層魅力的な存在となっていくために、家族経営協定は重要な役割を果たすものと考えられます。

秋葉区の
農地移動の概要

三月に開催された農業委員会定期総会で平成二十九年度の事業報告が承認されました。この中から、秋葉区内の農地移動の概要等について、その一部を掲載します。

委員潜入レポート

新潟県国際農業交流協会主催の「帰国報告会と壮行会」に佐藤農業委員が参加しました。その概要をレポートします。

家族経営協定に取り組みましょう

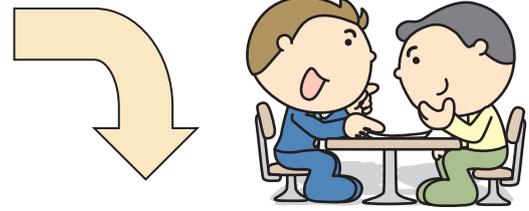
家族経営協定は、家族内の話し合い運動です。家族構成員の各人が農業に意欲的に取り組むとともに、農業経営の発展の方向を明確にして行くためには、家族内の話し合いが基本となり、また、その話し合いの成果を生かす取り組みが必要です。

そこで、男女各世代がともに、対等な立場で話し合いを進め、農業経営や暮らしの現状確認を出発点とし、家族各人の立場や働き方の明確化と確かな経営計画や生活設計の樹立等を図り、家族全体や個々人の夢を実現していくための「家族経営協定」に取り組んでみませんか。

家族経営協定を経営・暮らしに生かす手順

1 まずは現状を見つめ直す

家族みんなの話し合いで、まずは経営や暮らしの現状を見つめ直します。その上で、家族の就業条件・生活条件をめぐる課題、経営上の改善すべき点等を明らかにしましょう。

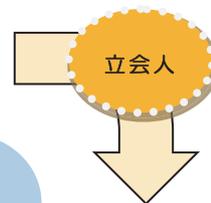


2 対応策を検討する

家族構成員の就農意欲の向上・経営内での立場の明確化を図るための対応方向を考えます。また、簿記記帳等の計数管理を踏まえて、これからの経営目標・方針を検討しましょう。

3 協定書に調印する

話し合いに基づいて、経営や暮らしの実態にあった協定書を作成して行きます。協定締結にあたり、第三者の立会人を入れることで、当事者一人ひとりの意識を高めることにもつながります。



4

協定内容の点検・充実を図る

協定締結後は、協定内容の実施状況を点検したり、協定書を生かしつつ、家族内の話し合いを進め、絶えず経営や暮らしの改善・充実に努めて行きましょう。

秋葉区内の農地移動等の概要

○農地の移動

＜農地法による移動＞

(平成29年1月～平成29年12月)

| 区 分 | | 件数 | 面積(a) |
|----------------|--------|-------|-------|
| 法許 第3 条可 | 所有権 | 0 | 0 |
| | 賃貸借 | | |
| | 使用貸借 | | |
| | 小 計 | 0 | 0 |
| 転 用 | 法第4条許可 | 9 | 43 |
| | 法第4条届出 | 15 | 99 |
| | 法第5条許可 | 22 | 82 |
| | 法第5条届出 | 53 | 782 |
| | 許可届出以外 | 0 | 0 |
| 小 計 | 99 | 1,006 | |
| 法第18条賃貸借解除 | | 128 | 3,841 |
| 合 計 | | 227 | 4,847 |

*参考 法第3条市長許可分

| 区 分 | | 件数 | 面積(a) |
|----------|------|----|-------|
| 法第3 条 | 所有権 | 22 | 460 |
| | 賃貸借 | 2 | 9 |
| | 使用貸借 | 1 | 17 |

＜農業経営基盤強化促進法による農地流動化実績＞

(平成29年1月～平成29年12月)

| 権利の種類 | | 契約期間 3年 | 契約期間 6年 | 契約期間 10年 | 所有権 移転 |
|-----------|---------|------------|------------|-------------|-----------|
| 賃貸借 契約 | 田 (㎡) | 533,849 | 572,102 | 1,605,328 | 79,311 |
| | 畑 (㎡) | 14,787 | 18,073 | 47,976 | 5,178 |
| | 計 件数 | 113 | 110 | 325 | 26 |
| | 面積(㎡) | 548,636 | 590,175 | 1,653,304 | 84,489 |

○農地の集積率

＜認定農業者の農地集積率＞

(暦年, 面積単位: ha, 集積率単位: %)

| 年 | 認定農業者数 | 認定農業者対象農地 面積 (A) | 秋葉区農委区域内農 地面積 (B) | 認定農業者農地集積 率(C = A/B × 100) |
|----|--------|---------------------|----------------------|-------------------------------|
| 28 | 533 | 2,545.5 | 3,490 | 72.94 |
| 29 | 533 | 2,626.0 | 3,490 | 75.24 |

* H28年、H29年秋葉区農委区域内農地面積は2015農林業センサスより

委員潜入レポート

今回のテーマは『海外農業研修』その2です。

新潟県に在住する青年農業者の海外派遣研修と海外からの農業研修生の新潟県への受け入れに関する事業を行っている「一般社団法人 新潟県国際農業交流協会」の帰国報告会・壮行会取材しました。

平成30年3月23日、新潟駅前のホテルを会場として、ご来賓、新潟県国際農業交流協会の会員、事務局など全体で35名の参加者でした。

始めに、平成28年度3月に米国18カ月コースで派遣された山家悠平さんの報告がありました。



佐藤英一 農業委員

山家さんは、新潟県十日町市出身で、実家では稲作となめこ栽培の経営をしているそうです。研修に参加しようと思ったきっかけは、かねてより英語やアメリカという国に興味があったことや、都会の会社員生活を辞めて実家に戻り農業を始める前に、ぜひ、海外での研修に参加したいと考え、参加したとのこと。

研修先は、オレゴン州ポートランド近郊のホップの生産・販売農家でした。収穫後、乾燥処理を行ったホップは、圧縮包装されて、1パック200ポンドの形でホップブローカーやビール会社に出荷されるとのことです。

帰国後は、十日町市でホップ屋になり、地元のブルワリーである妻有ビールへ販売しています。

また、ホップ苗の販売にも取り組んでおり、国産ホップにこだわりのある地ビール屋さんから注文を頂いているそうです。

しめくりとして、「研修が自分の経営におおいに役立ち感謝している。」「県内の若者から積極的に参加してほしい。」と、メッセージを頂きました。報告は、以上1名でした。

次に、壮行会が開催され、プラクティカルコースのオランダ（13カ月）に、平成30年3月派遣される新潟市の岩崎真衣沙さんから『オランダの最先端施設園芸を研修してきたい』との決意表明がありました。

その後、情報交換懇親会が開催されました。

参考までに、新潟県の青年農業者の欧米等の農業先進国への派遣事業については、昭和27年から平成29年度までに273名の派遣推薦の実績があり、平成30年度も派遣研修生を2つのコースで募集する予定となっています。プラクティカルコースでは、デンマーク、ドイツ、スイス、オランダでの13カ月の研修となり、コンビネーションコースでは、アメリカ、18カ月の研修となります。

応募受付は、例年、4月1日より開始されます。興味のある方は、公益社団法人 国際農業者交流協会のホームページへアクセスしてみてください。

応募資格や募集人数、参加経費、応募から海外渡航までのタイムスケジュールなど、詳細について確認することができます。

また、要件を満たせば、この事業の参加者は、青年就農給付金事業準備型を受給することができます。

詳しくは、地元普及センター・県庁の農林水産部経営普及課までお問い合わせください。

以上、報告を終わります。



全国農業新聞の購読をお勧めします



農業委員会系統組織が農業者の立場に立って編集・発行している「農家のための情報誌」です。

地方版では、身近なニュースもお伝えしています。

●発行日：毎週金曜日（月4回）

●購読料：1ヶ月700円（税込み）年間8,400円（税込み）

●申込み：秋葉区農業委員会事務局まで